

デジタルハリウッド大学学生懲罰に関する規則

〔制定 平21. 9. 15〕
〔改正 平23. 4. 20〕

(目的)

第1条 この規則は、デジタルハリウッド大学学則（以下「学部学則」という。）第44条及びデジタルハリウッド大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第40条に規定する懲戒に関し、手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

(懲戒)

第2条 学生の懲戒にあたっては、原則として、教授会の議を経て、学長が懲戒するものとする。

2 前項の規定に関わらず、違反行為が軽微なもの（譴責に該当する行為の場合）は、学務委員会の議に基づき、学長が懲戒し、その旨教授会に報告するものとする。

(対象)

第3条 懲戒は、個人に対して行うものとするが、その個人が団体の活動として懲戒の対象となる行為を行った場合には、団体を対象にする場合がある。

(懲戒の内容)

第4条 学部学則及び大学院学則に定める懲戒の種類の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 譴責 文書及び口頭により注意を与え、将来を戒めることをいう。
- (2) 停学 登校停止を命じ、自宅で謹慎させることをいう。
- (3) 放学 学生としての身分を剥奪することをいい、この処分を受けた者は、再入学を認めない。

(停学の種類と内容)

第5条 前条第2号の停学は、次のとおりとする。

- (1) 停学は、無期停学及び有期停学とする。
- (2) 無期停学の期間は、原則として6か月以上、有期停学の期間は、6か月未満とする。
- (3) 停学期間は、在学年限に含め、修業年限に含まないものとする。ただし、1か月未満の場合は、修業年限に含めることができる。
- (4) 学長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、教授会の議を経て、その処分の解除を決定することができる。無期停学処分解除の通知は、解除決定後、文書によりこれを行う。

(懲戒処分の対象行為)

第6条 懲戒処分の対象となりうる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 不正コピー、不正アクセス等コンテンツビジネスの発展を妨げる不正な行為

- (2) 極めて軽微なものを除き、傷害、恐喝等の刑法犯に該当する行為
- (3) 法令等に違反した不正な行為
- (4) 人権を侵害する行為、セクシュアル・ハラスメントを含むキャンパス・ハラスメント全般に該当する行為
- (5) 出席・試験等における不正行為
- (6) 本学の諸規則に反する行為
- (7) 本学における教職員の業務並びに学生等の学習、研究及び正当な活動を、正当な理由無く、暴力、威力、偽計等の不当な手段によって妨害する行為
- (8) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為
(調査機関)

第7条 前条各号に該当する行為が発覚した場合は、直ちに学務委員会を開き、事実関係の調査を行う。ただし、前条第4号に該当する行為にあたっては、デジタルハリウッド大学キャンパス・ハラスメント規則による。

(処分案の作成及び当該学生の弁明)

第8条 学務委員会は、当該学生及び関係者等から事情を聴取することなどにより処分の事由を合理的に特定し、処分案を作成することとする。

- 2 学務委員会は、前項の処分案に対して不服を申し立てるか否かなど、当該学生に弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該弁明後に改めて作成された処分案においては、その限りでない。

(通知)

第9条 懲戒処分の通知は、当該学生及び保証人に対して、文書によりこれを行い、処分の効力は、この通知を発送した日に発生する。

(自宅謹慎)

第10条 学長は、懲戒処分決定前に当該学生に対し自宅謹慎を命ずることができる。

- 2 懲戒処分決定前の自宅謹慎の期間は、修業年限に含めるものとする。

(報告義務)

第11条 停学処分を受けた学生は、学長に対して、毎月、文書による生活状況報告を行うものとする。

- 2 前項に加え、学長が必要と認めた場合は、面談による報告を行うものとする。
- 3 学長は、当該学生が生活状況報告の義務を正当な理由なく怠った場合は、学務委員会に処分の再検討を指示することができる。

(履修登録)

第12条 停学期間の終了時期が、各学期開始後となる場合は、当該学期の科目を履修できない。

(授業料等)

第13条 放學処分の行われた学期の授業料その他手数料は、返還しない。

2 停学処分を受けた学生は、当該期間中の授業料その他手数料を納入しなければならない。

(学籍異動)

第14条 停学処分中の学生が休学を申し出た場合は、これを認めない。

(懲戒処分と自主退学)

第15条 懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申し出があった場合は、この申し出を受理しないものとする。

(公表)

第16条 懲戒処分の内容は、学長名をもって学内に公表する。

(規則の改廃)

第17条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(読替規定)

第18条 この規則の大学院生への適用にあたっては、「学務委員会」を「教授会」に読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成21年9月15日より施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月20日より施行し、平成23年4月1日から適用する。